

労働総研・研究所プロジェクト

「人間的な労働と生活の新たな構築をめざして」

雇用政策提言

特集

だれもが安心して働ける雇用実現への道

―4つの柱にもとづく雇用安定の社会を

研究所プロジェクト・雇用政策作業部会

はじめに

本作業部会は、労働総研・研究所プロジェクト「人間的な労働と生活の新たな構築をめざして」の研究課題を雇用の側面から解明することを課題としている。

今日、経済のグローバル化が急速に進み、金融化が極端にまで進化してきているが、それでも富を作り出しているのは人間的な労働であり、その富をどのように分配していくかで社会の基本的な仕組みが作られている事実には変わりはない。労働のあり方が社会のあり方を根底で規定しているとも言えるであろう。その雇用のあり方を2025年にどのようなものにしていくべきなのか、どのようなものにしていけるのかを究明するのが本作業部会に課せられた課題であろう。

この課題を成し遂げるのに当たって、まず第1に重視されなければならないのは、資本との対抗関係のもとで生まれ、労働者自身が作り上げてきた要求であろう。これについてはすでに労働総研は多くの研究成果を積み上げてきている。直近のものとしては「新自由主義的展開に

対する対抗軸としての労働政策研究プロジェクト報告」(『労働総研クォーターリー』(No.70～72))がある。こうした成果は、長年の労働者の要求を反映したものであり、労働組合運動の到達点あるいはそれが実現しえなかったことを反映したものでもある。本作業部会が労働者の要求を踏まえて、将来の雇用のあり方を考えることが第1に重要である。

同時にそれだけでなく、労働者の要求を踏まえた雇用のあり方の実現が将来の社会にとっても必要であることを検証することも本作業部会の果たすべき役割であると考えます。

以上の作業を始めるに当たって、問題意識の出発点に今日の若年労働者の実態を据えることとした。なぜなら、そこに今日の社会崩壊の最初のきざしが潜んでいると考えたからである。

若年労働者はかつて、高度成長期は、“金の卵”ともてはやされ、学校を卒業しても就職に困るようなことはあまりみられなかった。その後も“独身貴族”や“新人類”などと揶揄も含めて、誤解されるような時代もあったが、今日の若年労働者はこれとは一変したところに置かれている。バブル景気が崩壊した1992年以降

の「失われた 20 年」のなかで、労働法制が次々に改変され、若年労働者の雇用そのものの破壊が急速に進んだ。若年労働者は社会人への入口から“雇用破壊”に直面することになったのである。

雇用の流動化、大企業のリストラの下で就職難が続く、正規労働者になりたくてもなれない若年労働者が続出した。定職につけず、パートやアルバイト、派遣など、仕事を転々と変えざるを得ない「フリーター」、就職の展望を失い家に引きこもる「ニート」などという新しい言葉も登場し、若年労働者“受難の時代”が始まったのである。

“受難の時代”が、長期にわたってつづくなかで、若年労働者に構造的な非正規労働者群が形成され、それによって正規労働者も含めて安定的な雇用が破壊されるようになった。その結果、若年労働者のなかで、“働いても働いても”自活できないワーキングプアが急速に増大するなど、若年労働者の「貧困化」が深刻になり、それが、生活保護受給者の増加、国民健康保険の未払い、結婚したくてもできない未婚者の増加などとなって表れている。

「貧困化」した若年労働者は団塊をなし、年齢を重ねていくこととなった。このような事態の進行のなかに、青年労働者だけでなく、労働者だけでなく、日本の社会全体の危機が含まれているのではないかと考えたからである。若年労働者の雇用の劣化と生活水準の低下は、労働力の再生はもとより、日本の人口自体を減らす事態に落ち込むものが含まれていると考えられるからである。

若年労働者の雇用の不安定、低賃金労働は若年者の生活の不安定化につながり、将来への展望を失うこととなっている。将来の展望が持て

ないなかでは、子育てという少なくとも 1 人につき少なくとも 15 年から 20 年以上の時間と経済負担を伴う、家族のための事業に乗り出す勇氣は萎えさせられてしまう。さらに、そのなかで女性は、男性が長時間労働に拘束されることで、育児を一手に引き受け、さらに短時間の低賃金労働にも従事しなければならない状態に置かれることが目に見えているなかで出産に踏み切るには蛮勇を必要とする状況に置かれている。

こうした事態は一般国民の“長期の自殺”に値する状況で、放置できないものとなっている。すでに、日本は少子化と不況のスパイラルな関係に入りつつある。この状況から日本社会を救い出すために、人間的な労働を中心に置いた社会への方向転換を早急になしとげなければならない時期にきているといえよう。

以上の問題意識から、報告の全体は次のようになっている。

第 I 章では、若年労働者の労働不安と低所得が将来（2025 年）にどのような状態を引き起こすのか、それを今日放置することはできない事態になっていること示す。

第 II 章では、雇用が今日のような事態に立ち至った経緯を新自由主義的な政策の流れとして、裁判闘争に焦点をあてその経過をフォローする。

第 III 章では人間的な労働を中心とした社会への転換の大筋を示し、そのための大きな柱として①正社員が当たり前の安心社会、②非正規労働者・失業者の生活と権利が保障される社会、③ジェンダー平等の社会、④公務・公共労働の役割が発揮される社会、の 4 つの大きな柱を提起する。

最後に第 IV 章では 4 つの柱にもとづく社会の姿について 2025 年時点を想定してできるだけ具体的にその姿を示すことに努めている。